

第九章 平和構築について現場から考える

「破綻国家」「失敗国家」

紛争を経た東ティモールでの平和構築活動はひとつの成功事例である。その理由の一つとして、独立という明確な方向に向かって一致結束した現地指導者の強い政治意思とこれを後押しした国際社会の支援が上手く結びついて、カンボジアやコソボでも展開された暫定統治がここで成果を収めたことが挙げられる(注122)。この他にも、筆者の個人的な見解として挙げたいのが、他の地域では“一旦の平和が訪れた後でも”紛争当事者間の政治調停、調整が多量の困難に逢着するケースが多いことに照らしてみると、東ティモールの場合には、エスニックな政治対立構造がなかったことと、政治的な反対勢力(インドネシアとの統合賛成派)が“領域内から立ち去り、”その結果、これらの負担が取り除かれたことである(注123)。しかしながら、去る(2005年)3月に発表された国連改革に関する報告書、『より大きな自由を求めて(In Larger Freedom)』(注124)の中でアナン事務総長が自ら認めているように、1990年代の最も暴力的で悲劇的なエピソードのいくつかは、93年のアンゴラや94年のルワンダにみられるように、和平交渉合意の後に起きている。また、戦禍から立ち上がった国家のうちで、5年以内に暴力的な争いに逆戻りしたものはおよそその半分に達する(注125)。

さらに、安全保障の専門家からは、9・11以降、所謂「破綻(collapsed)国家」「失敗(failed)国家」の存在は安定した国際社会の基盤を損なうがゆえに放置できないとして警告が発せられている(注126)。破綻国家にしる、失敗国家にしる、そのほとんどが内戦、国内での武力紛争により国力を疲弊し、統治能力を喪失して、最終的には国民からその正当性を剥奪された範疇の国家である。今日の“失敗国家の現象”については、第二次大戦後、アジア、アフリカに誕生した独立国家の間に見られる多様性が関係するところ大であると指摘されている。この関連で、米務省の二人のベテラン外交官ジェラルド・ヘルマンとスティーブン・ラトナーは、新たな攪乱現象つまり、国際社会の一員として自らを完全に律することが出来ない失敗国家の登場—について、既に1990年代のはじめに警告を発している(注127)。特に、その原動力になった「脱植民地化」や「(民族)自

決」を導いた政治思潮—即ち、外国の影響やくびきから脱すれば、新興独立国自ら統治することが可能であるとの考え—を支持してきた人々にとってはたいへんな悪夢である。このような失敗国家の事例は歴史的にみても決して目新しいものではない。16世紀以来、ヨーロッパでは圧倒的な数の国家が失敗したが、このような歴史的な事実に対しては十分な関心が払われ、的確な評価が下されてこなかったといわれている(注128)。また、国家の崩壊や失敗は、内戦や対立による憎悪により悪化することはあっても、その原因は偶然的なものではなく、大抵は人為的なものであるという(注129)。

“すべてを賄うサイズはない”

紛争を経て疲弊した国家の再建という困難な挑戦に対して、過去の経験からどのような教訓を学び、如何に効果的な平和構築の青写真を作り出すかは、国際社会が今日直面する大きな課題のひとつである。この問題に関しては、近年多くの研究が発表されているが、最近の『フォーリン・アフェアーズ (Foreign Affairs)』誌に掲載された、国連スタッフのサルマン・アハメッド (Salman Ahmed) の評論は平和構築をめぐる問題の複雑さを鋭く突いている(注130)。と同時に、その標題 (No Size Fits All) が示す通り、普遍的な解決策を提供することの難しさが要領よく、且つ明解に説明されている。つまり、あらゆる紛争にはそれぞれに特有な歴史的な背景と現地での複雑な事情があり、従って、すべての紛争にまつわる政治状況はその土地に独特なものである (“All Politics Is Local”)。

紛争で引き裂かれた国家を再生させるための処方箋について考える場合、最大公約数的に云えば、破綻国家、失敗国家のそれと同様、以下の三つの視点に立脚することの重要性が指摘できよう。

第一に、早急に平和を実現し、壊れた秩序を回復することである。そのための手段としては政治調停、平和維持、緊急人道支援をはじめ、さらに必要ならば武力投入を支持する、「人道的介入」に代表される積極論も近年有力になっている。後でも議論になる、アナン元タイ首相 (Anand Panyarachun) が座長を勤めたハイレベル・パネル、別称アナン委員会 (The High-Level Panel on Threats, Challenges and Change) はその報告書 A More Secure World: Our Shared Responsibilityの中で(注131)、「人

道的介入」についての議論を進める際の基準として、五つのガイドライン—①脅威の深刻さ、②目的の適正さ、③最後の拠り所、④手段としての穏当さ、及び⑤結果とのバランス—を明記した。また、このような中から、深刻な人権侵害や大量虐殺に対して自国政府の庇護を失った国民のために国際社会が直接、積極的に手を差し伸べるべきとして「保護する責任 (the Responsibility to Protect)」にみられる、新しい国際規範の創設を求める議論(注132)が活発化してきた点は注目される。

第二に、(一旦回復した)安定、秩序を平時において維持するために「法の支配」を確立する必要がある。そのために、先ず自由、公平な選挙過程を経て正統な政府を修復、乃至は再構築することが必要である。いずれも国家としての統治の根幹にかかわるものであり、平和構築 (peace building) が文脈によって国づくり (nation-building)、乃至は制度構築 (state-building) と呼び換えられる所以でもある(注133)。この絡みで、過去の遺産を引きずり、将来に紛争の種を残さないためにも憎しみあった国民の間で和解を促進し、“現実に沿った (真実の究明をもってするか、法の裁きに拠るか)” 「正義の実現」を確保することが「法の支配」を確保するに劣らず重要であることは改めて強調するまでもない。

第三に、日常の国民生活、福祉の向上、さらには社会の発展に資するための公共財、サービスの継続的な提供を可能とする国家及びシビル・ソサエティ (市民社会) を含む、社会システムづくりの緊急性と重要性に帰着する。

このように争いで疲弊した国家を再生して紛争の再発を防ぎ、平和と安定を永続させるためのモデルとして暗黙裡に指定されているのが“ウィルソン主義 (Wilsonianism)” 的とも称される平和構築のアプローチである(注134)。つまり、政治面での民主化、経済面での市場化を二つの柱とするリベラリズム的なアプローチであるが、米の政治学者ローランド・パリ (Roland Paris) の分析に拠れば、それは90年代に展開される国連による諸活動の中に共通してみられるとのことである。私自身も東ティモールでの平和構築活動を目のあたりにしてこの点は同感である。しかしながら、このアプローチに内在する陥穽についてはここでは詳らかにしないが(注135)、その他にも、平和構築や復興、再建に取り組む際に紛争の歴史を捨象して画一的なモデルを企図すれば、それによってしばしば失敗に陥

る危険性が高くなる(注136)との点は気懸かりである。さらに、その現場に特有の、それ故に機微な諸要素を無視すれば、逆に土着の勢力から反感を招きかねず、これまた極めて有害である。この点、国連が東ティモールで成功させた深く関与する手法をアフガニスタンでは手控えて、“軽いやり方 (light footprint)” で成功を取めることができても、そのことがそのままイラクでのヒントになるかといえ、それはまったく別問題だとする、先の『フォーリン・アフェアーズ』誌の論評は示唆的である。まさに、“すべてをひとつのサイズで賄うことはできない (No Size Fits All)” の譬である。

平和構築のための四つの指針

そうはいつでも私は、過去の現場での経験の中から、紛争後の平和構築を成功に導くような、何か普遍的で、他方決して画一的ではない活動方針を導き出すことが可能であると確信する。この課題について、UNMISSETの初代特別代表を終えて本国インドに戻った後、ロンドン駐在の高等弁務官の要職に就いたカマレシュ・シャルマ氏は、私に当てた手紙の中で、彼の豊かな経験と鋭い洞察力に依拠して、以下の四つの原則についてその重要性を指摘する。これらの原則はいずれも概ね私自身が常々感じてきたところのものでもある。

第一に、平和構築の持続性 (durability) であり、言い換えれば、(仮に成功していても) 中途半端な形で切り上げずに一定の成果を挙げるまで忍耐強く必要な努力を継続することの重要性である。しかしながら、今日の日まぐるしい情報化社会が実現した結果、世論、政治の関心寿命が短くなっている状況にあっては極めて難しい課題である。第二に、平和構築の権限を現地関係者に委譲するとともに、彼らに主体性を持たせること、即ち、所謂オーナーシップ (ownership) の問題がある。これは、前述の「持続性」にも関連する重要な指針であるが、その委譲のタイミングの難しさと主体性意識の育成に多大な時間を要することからくる困難さは現場にいて痛感する。第三に挙げられる点は、現場で平和構築に参画する関係者、国連、支援国、国際援助機関、及び現地人間で良好で、且つ目的に向かって効果的な連携 (coherence) が可能となるような関係を樹立することである。これはまた、形式的な連携の枠組みは出来上がっても、実効的

な運用にはそれぞれの主体による独自の目標と思惑が絡み、並大抵のことではない。最後に、平和構築の成果をその後いかにつないでいくか (residual engagement) という、前者の三点に劣らず、重要な課題がある。これについては直ぐ後で触れることにしたい。

アフガニスタンでの国連の平和構築活動を率いてきたラクダル・ブラヒミ (Lakhdar Brahimi) 元アルジェリア外相は、その“軽い関わりの手法”について彼の考えを披瀝している(注137)が、シャルマの見解と比較してみると面白い。ブラヒミは、紛争後の国家再建を成功させるための条件として、(1) 外部からの介入の正当性、(2) 現地人による当事者意識の育成、(3) 被援助国主導の復興推進、(4) 政治・軍事のラインと開発・復興援助のラインの、二つの支援ラインの協調、調整、最後に、(5) 国民和解の推進、の五つを挙げている。シャルマのそれと概ね軌を一にするところが多いのは非常に興味深い。政治状況や活動の具体的な態様が大きく異なる中で、それぞれ平和構築を指揮した両者の考えに共通点が多々あることについて、それが決して偶然であるとは私は思わない。

“円滑な移行”

本年(2005)5月に現行の任務を終了することになっているUNMISSETが去った後どうするかが、関係国の間で大きな政治的な関心事項になってきた折、自分なりに問題点を整理していた最中ふと気がついたことが一つある。1999年9月、国連が多国籍軍を投じて所謂人道介入を敢行して以降の東ティモールでの活動を定めた安保理諸決議を精査してみたが、その中には「平和構築」なる用語が何処にも見当たらないのである。そればかりか、ナミビア、カンボジア、その後のソマリア、ボスニア、コソボ、ハイティ、さらには、最近のコンゴ、(南部)スーダン等、巷間「平和構築」と呼ばれる大規模な国連活動に関する安保理決議の中からも同様、この用語を見つけ出すことはできない。東ティモールを含め、その他の地域での「複合型」と云われる平和維持活動を国連内での“公用語”でもって説明すれば、いずれも“伝統的な平和維持活動(PKO)プラス・アルファ(主として非軍事的)”の活動である。つまり、国連内では「平和構築」については、ブトロス・ガリ前事務総長の時代に提案された『平和の課題』

と本部事務局の政務局（DPA）が担当する、現在各地で展開中の、所謂特別政治ミッションによる実践以外には、権威的な定義も、また、広く参考引用される文書も存在しない。従って、「平和構築」はいつてみれば、国連の中では厳格な法律用語ではなく、便宜的な作業用語ということになる。

実は、このことから実際上の問題が生じる。つまり、現行の「平和構築」を如何なる形で、どういう手順で終止符を打つか、言い換えれば、「平和構築」の出口戦略を考えるにあたり直面する問題である。これについて、UNMISSETに関する安保理決議1573（2004）には次のように書いてある。

先ず本文第三項で、“安保理は、UNMISSETに対して、右が東ティモールを撤退する際に、国連システム、二国間及び多数国間協力からの継続的な支援に依拠しながら、東ティモール人がその責任を引き継ぐことができるように、そのために、右が取り組んできた三つの計画分野における東ティモール人の参画を深めて、また、彼らに対する権限委譲を高めることを確保しながら、その出口戦略に徐々に全力を傾注するように求める。”さらに、同第五項で、“安保理は、特に、国連開発・人道諸機関、国際金融機関に対して、東ティモールでの平和維持活動から持続的開発支援段階への円滑な移行に関する計画を迅速に開始するように要請する”と規定している。

この決議からは、平和維持活動は「移行期間」を経て持続的開発の段階に進展することが想定されている。既に述べた通り、紛争後の平和構築の試みの多くに紛争の再発に逆戻りする事例が少なからず見られることを考えると、一つの結論として、この“円滑な移行”を確保することが紛争後の国家再建を成功させる上での不可欠の条件と云えよう。それゆえ、実態的にはこの移行期間に相当する「平和構築」活動が、平和維持活動から持続的な開発段階に橋渡しをする上での重要な結節点となる。因みに、政務局の説明でも、平和構築は“戦争から平和への途次にある国家、地域を支援するあらゆる外部からの努力”、さらに、“この移行を支援、強化するために目論まれたあらゆる活動、計画を含む”とされている(注138)。また、「平和構築」の中では当初と比べて軍事的な役割の比重が弱くなるが、その一方で、東ティモールの例をみると「民政支援（civil support

activity)」と称される、政府組織、機構の中核的な、特に「秩序の安定」に関わる機能強化の方に重点が移行する。これらを総合すると、平和構築とは、再度紛争に舞い戻りすることがないように企図された、ある種の社会工学にも譬えられるような試みであり、従って、非常に“息の長い”行程である。またさらに、稚拙な彌縫策を排することから、長期の国際関与を嫌う世論に対しては政治的な忍耐が必要となる。

待ち望まれる新たな仕組み

「平和構築」に関わる今日的な課題を考察する上でもう一つの問題は、包括的に取り組む組織、機構が弱体、乃至は未整備であることに起因する。これに関連して、前述のヘルマンとラトナーは、この問題をめぐる討議が本格化する前段階で、国連保護システム（United Nations Conservatorship）の設立を提唱し、“統治能力を喪失した新たな領域”に対処するための国連プログラムを刷新、再編する重要性を強調している（注139）。その後、21世紀の集団安全保障のあり方を模索して、昨年（2004）12月に提出されたアナン元タイ首相を委員長とするハイレベル・パネルの報告書（A More Secure World: Our Shared Responsibility）の中にも、国連にとっての平和構築への取り組みの重要性について強い言及が見られる。同報告書は併せて、平和構築に対する包括的、且つ一貫した対応を確保するための問題点を指摘しているが、その対処策のひとつに、「平和構築委員会」の設置を提言している（注140）。さらに、この提言は、その後発表された事務総長報告の中でも取り上げられている。国連内部には既に、政治、平和維持、人道、開発各担当者間で戦争から平和への移行時に関する諸問題について共通した取り組みを確保するために、国連開発グループ（UNDG）及び人道問題執行委員会（ECHA）から構成された共同作業グループが設立されているが、十分な成果をあげているとは言い難いようである（注141）。そのため、一旦危機のピークが去って平和維持部隊が撤退すると、国際社会の関心が一再ならず失われてしまうおそれから、アナン事務総長は、紛争後の再興努力の過程で困難を抱える国家に対して、そのための支援活動に関する戦略的な軸を国連内に設立する趣旨の提案に前向きである（注142）。私自身、今後国連改革の動きの中で積極的な議論が展開されるよう期待するが、これは以上の国際的な背景によるもの

である。

同様に、平和構築に対する効果的な取り組みを求める動きは、主要国の中にも窺われる。特に、フセイン政権の崩壊後、イラクの国づくり、民主化に取り組む過程で諸困難に遭遇している米国では、より効果的に平和構築を進めるために政府内の組織改編を求める政治的な声が高まっているようである。『ワシントン・ポスト』紙^(注143)は、その社説の中で、“国づくりに対する支援は今日国家的な大きな時代の流れである”とし、さらに、“有力機関、グループの中から、紛争後の混乱に対処し、失敗国家の発生を食い止めるための新たな挑戦に取り組む上で閣僚級を長に戴く省庁の創設が提唱されている”と解説している。この組織改編の意味付けについて、或る外交専門家たちは、圧倒的な数にのぼる“弱体化、貧困化した”国家で生じている“統治の危機”が米国の安全保障に今日大きく関わってきているとの認識から、20世紀の脅威の特徴である“敵の強さ”に着目して構築された外交実施体制を再編成する必要があると強調している^(注144)。

日本にとっての“残された”課題

「平和の定着」を国際貢献の柱のひとつとして掲げる日本にとってもこの点決して例外ではないが、問題は多岐にわたる。今回の東ティモールでの平和構築活動への参画は初回のカンボジアへのそれと並んで、いろいろな意味で日本にとって将来に向けての大きな契機となるものである。その一部は既に、自衛隊によるイラクでの人道復興支援活動に受け継がれている。その他にも、「平和の定着」の一環として、旧兵士の社会復帰に対する支援、真実究明を通じた国民和解に対する支援や、さらには、JEG（PKOに参加した自衛隊の施設部隊）が寄贈した資機材の活用、・訓練計画を自衛隊OBで構成されるNGOの手で推進する（PKOプラスNGO）、等の活動が行われてきた。また、「人間の安全保障」が紛争後の平和構築にとってこれを補強、補完する上で極めて有効な援助手段であることも、私自身身をもって確認することができた。いずれも、現地政府や国連の側からも評価されており、今後の日本の施策を検討する上でのヒントとして注視されるべきものである。

この関連で日本が喫緊に取り組むべきものとして、平和構築の現場から

私が特に強く感じる課題がある。それは、平和構築の主要任務を形成する統治機構の中核機能の修復、育成に手を貸すことのできる、逞しい、有為な人材の確保と、同時にニーズに合わせて平和構築の現場に派遣、提供できる体制の早急な整備である。平和の構築、統治機能の修復に対しては、この段階になると技術協力、支援の果たす役割が一層大きくなる。しかしながら、日本の人的支援を中心とした経済協力は従来から押しなべて開発援助型といわれるように、平時のそれであり、且つ又、その得意とする分野についても、インフラ、農業、医療、教育等、“広い意味”での平和構築、復興開発には当然欠かせないものばかりであるが、他面で、限定的でもある。“狭い意味”での平和構築の現場で先ず求められるのは、繰り返しになるが治安、司法は、勿論のこと、行政全般の調整・管理、法律の企画・起草、財政の編成・執行、さらには、人権推進・擁護、反汚職監視・服務規律等、現場ごとに内容は異なろうが、現代統治の根幹に関わる分野での機能強化と人材育成、能力開発に携わった経験、乃至は知識を有する専門家たちである。平和維持活動に参加した自衛隊の目覚ましい活動により東ティモールでの日本の貢献は高く評価されているが、他方で、上記の面での支援についてはそれに隠れて、残念ながら他の支援国に一步遅れをとっており、この点は今後の課題として見過ごされるべきではない。

同時にまた、日本自身が明治維新この方経験した、近代化を通した国づくりのための国家的な努力そのものが、ある意味では、今日の平和構築の文脈でも一つの手がかりとなることを現場にいて感じる時がある。このことは日本人一人一人がもう少し誇りに思っよう。イラクの再建、民主化のために、第二次大戦後のわが国復興例を模した議論が一時期盛んに行われたが、歴史的な事実に対する精緻な分析を欠くあまりに稚拙なものであったことから、反って有害とすら言い得、そのうち立ち消えになったことは記憶に新しい。

昨年（2004）末、嘗てカンボジア、旧ユーゴで困難な平和維持活動の陣頭に立って指揮された明石康氏が東ティモールを訪れて、その後に展開されてきた「平和構築」の現状をつぶさに視察された。同氏はその後で、わが国が平和構築により積極的な役割を果たすためにもそれに必要な人材の

確保、育成が早急に必要である、とのご自身の感想を述べられた。これは私が日ごろ現場で感じていることとほぼ同じであり、同氏がこれまでもこの問題に関心をもたれ、また、積極的に関与されてきたこと(注145)を併せ考えれば、非常に心強い限りである。今後この面での進展を期待したい。

————— * ————— * —————

本稿の掲載後、平和構築の実践のためにいくつかの進展が見られた。先ず、国際場裡では、2005年秋に開かれた国連60周年記念首脳会議の“成果文書”『2005年世界サミット成果 (2005 World Summit Outcome)』(注146)の中に平和構築委員会の設立が盛り込まれ、それをうけて具体的な構成等を規定した安保理及び総会決議が採択された(注147)。その後、構成、手続き事項等に関する調整が関係国の間で合意に達した後、結局31カ国から構成される同委員会が立ち上がり、当初有力候補に挙げられていた東ティモールに代わって、最初の事例としてシエラレオネとブルンジについての平和構築戦略の勧告を目差した討議が開始された(注148)。

また、国内にあっては、平成17(2005)年度から内閣府にある国際平和協力本部事務局に“国際平和協力に資する人材の育成及びその人材の活用を促進する有機的メカニズムの構築を図るため”の「国際平和協力研究員制度」が発足した。現場経験を経た若手の有望な人材を一旦政府が引き取って、わが国の援助政策全般、平和協力等の仕組み、実践の研究、実務等、一定の期間を経た後で、再度現場に送り出す形で運用が始まったようであるが、平和構築の現場経験を東ティモールで積んだその中のひとは、現在再び、スーダンに展開中のPKOミッション、UNMIS(注149)に参加して活躍中である。さらに、外務省でも2006年8月に開かれた国連大学でのセミナーで、麻生外務大臣が呼びかけた、“平和構築に必要とされる実践的な人材育成を企図した『平和構築寺子屋』構想(注150)”について、その後実現に向けての準備が進行中である由である。

122. 代表的な見解としてRobert Rotberg, “Failed States in a World of Terror,” *Foreign Affairs*, July/August 2002。その他、以下を参照ありたい。Michael Doyle & Nicholas Sambanis, *Making War and Building Peace*, Princeton
カマレシュ・シャルマの後を襲った長谷川祐弘UNMISSET特別代表は、東ティモールでの国連のオペレーションの成功について下記の五つの理由、即ち、①INTERFETが当初のマンドートを厳格に遵守、実践した規律、②UNTAET及びUNMISSETの設立の際に見せた安保理での満場一致、③独立国家の長期的な平和と安定の樹立に貢献した国連平和維持活動、④軍事、文民警察及び民政部門間の相互連携、及び⑤インドネシアとの善隣関係、を挙げている。詳細は以下を参照ありたい。 *Report of the Seminar on the Role of the United Nations in East Timor in Peacekeeping and Peace-Building*, Dili, 25-26 November 2004
123. 同じ見解として以下を参照ありたい。Doyle & Sambanis, *Making War and Building Peace*, Princeton
124. (A/59/2005)
125. “Fighting for Survival,” *The Economist*, 18 November 2004
126. 注9。参照。この他以下も参照ありたい。Chester Crocker, “Engaging Failed States,” *Foreign Affairs*, September/October 2003
127. Gerald Helman and Steven Ratner, “Saving Failed States,” *Foreign Policy*, Winter 1992
128. Jeffrey Herbst, “Let Them Fail: State Failure in Theory and Practice,” in *When States Fail*, Princeton
129. Robert Rotberg, “The Failure and Collapse of Nation-State,” in Robert Rotberg, *When States Fail*, Princeton
130. Salman Ahmed, “No Size Fits All,” *Foreign Affairs*, January/February 2005
131. *Report of the High-Level Panel on Threats, Challenges and*

Change (A/59/565)

132. *Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, ICISS. さらに、以下を参照ありたい。Gareth Evans and Mohamed Sahnoun, “The Responsibility to Protect,” *Foreign Affairs*, November/ December 2002
133. ここで「国づくり (nation-building)」の意味するところは、分裂した人びとの間に共通したアイデンティティを植え付けようとするのではなく、領域を統治し、違いを抱える人々が一緒に生活できるような国家機構 (states) を構築すること。以下を参照ありたい。Marina Ottaway, “Nation Building,” *Foreign Policy*, September -October 2002
134. Roland Paris, *At War’s End*, Cambridge
135. 詳細は以下を参照ありたい。Roland Paris, “Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism,” *International Security*, Autumn 1997
136. Robert Rotberg, “The Failure and Collapse of Nation-State”
137. Lakhdar Brahimi’s statement at the Conference “Beyond Cold Peace: Strategies for Economic Reconstruction and Post-Conflict Management,” held in Berlin, Germany from 27 to 28 October 2004
138. 国連事務局政務局 (DPA) のホーム・ページ。
139. Helman and Ratner, “Saving Failed States,” *Foreign Policy*, Winter 1992
140. (A/59/565)
141. ブトロス・ガリからコフィ・アナン時代にかけて展開された国連の機構改革に関する動きの中でみられた平和構築に対する取り組みについては、以下を参照ありたい。中満泉「平和構築と国連改革」(『国際安全保障』第34巻第2号)
142. Kofi Annan, “Courage to Fulfill our Responsibility,” *The Economist*, 2 December 2004
143. “Grappling With State Failure,” *The Washington Post*, 9 June

2004

144. Stuart Eizenstat, John Porter and Jeremy Weinstein, “Rebuilding Weak States,” *Foreign Affairs*, January/February 2005
145. 2002年5月のシドニーでの小泉（当時）総理の政策演説を受けて、明石康氏が座長を務める「国際平和協力懇談会」が発足したが、6ヶ月間の討議の結果を踏まえて報告書が提出された。同報告書の中で、人材の育成、訓練、派遣に関するシステム、及び国際平和協力のための包括的なキャリア・プランの設立を提言している。以下を参照ありたい。『国際平和協力懇談会報告書』（内閣官房、2002年12月14日）
<http://www.kantei.go.jp/singi/kokusai/kettei/021218houkoku.html>
146. (A/60/L.1), 20 December 2005
147. (S/RES/1645(2005)), (A/RES/60/180(2005))
148. 詳細については以下を参照ありたい。中満泉「平和構築と国連改革」（『国際安全保障』第34巻第2号）
149. The United Nations Mission in the Sudan
150. 以下を参照ありたい。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu18/easo_0829.html